

別紙

第3期我孫子市子ども発達支援計画（第3期障害児福祉計画）（案）

パブリックコメント後の修正箇所

整理番号4-12

<p>修正前</p> <p>P.22 8行目 そのためには、<u>発達の遅れ、歪み、偏り</u>が判明してから支援を開始するのではなく「気になる段階」から、子育て支援と関連付けて発達支援を進める必要があります。</p> <p>P.22 22～23行目 保護者などが「<u>障害や発達の遅れ、特性</u>」に対する理解がないままでは、適切かつ継続的な発達支援につながりません。</p> <p>P.23 1行目 保護者は、わが子の「<u>障害や発達の遅れ、特性</u>」に心が大きく揺れ動きます。</p>
<p>修正後</p> <p>P.22 8行目 そのためには、子どもの「<u>発達特性</u>」が判明してから支援を開始するのではなく「気になる段階」から、子育て支援と関連づけて発達支援を進める必要があります。</p> <p>P.22 22～23行目 保護者や家族などが「<u>発達特性</u>」に対する理解がないままでは、適切かつ継続的な発達支援につながりません。</p> <p>P.23 1行目 保護者は、わが子の「<u>発達特性</u>」に心が大きく揺れ動きます。</p>

整理番号4-14

<p>修正前</p> <p>P.21 7行目 市内の子ども数は年々減少していますが、<u>校内で支援を要する小中学校に通う</u>児童生徒に大きな減少は見られませんでした。</p> <p>P.34 7行目 <u>小中学校に通う</u>児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じています。</p>
---

P.38 3行目

小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒に適切な教育支援が実施されるよう、教育相談センターにおいて教育相談、支援体制の充実を図ります。

P.38 7行目

小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒の就学について、教育支援委員会を設置し年4回委員会を開催して、対象の児童生徒の就学先を審議します。

P.39 3行目

特別支援教育コーディネーター研修会を年2回、さらに各小中学校（19校）で校内研修会等を開催し、小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒の指導、支援の質の向上を図ります。

P.39 7行目

小中学校に通う学校生活における何らかの困り感があると思われる児童生徒について、教職員とアドバイザーが日常的に情報を共有しあい、児童生徒の困り感を軽減するための方法を教職員とともに検討します。

P.40 10行目

小中学校に通う児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じています。

P.41 3行目

教育相談センター内に小中学校に通う児童生徒が直通でかけられる電話やメールによる相談窓口を開設し、専門の相談員が対応にあたるとともに、関係諸機関との連携を密にし、児童生徒の悩みやいじめ問題の解決に取り組みます。

修正後

P.21 7行目

市内の子どもの数は年々減少していますが、支援を要する学齢期の児童生徒に大きな減少は見られませんでした。

P.34 7行目

学齢期の児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じています。

P.38 3行目

学齢期の発達に支援が必要な児童生徒に適切な教育支援が実施されるよう、教育相談センターにおいて教育相談、支援体制の充実を図ります。

P.38 7行目

学齢期の発達に支援が必要な児童生徒の就学について、教育支援委員会を設置し年4回委員会を開催して、対象の児童生徒の就学先を審議します。

P.39 3行目

特別支援教育コーディネーター研修会を年2回、さらに各小中学校（19校）で校内研修会等を開催し、学齢期の発達に支援が必要な児童生徒の指導、支援の質の向上を図ります。

P.39 7行目

学齢期の学校生活における何らかの困り感があると思われる児童生徒について、教職員とアドバイザーが日常的に情報を共有しあい、児童生徒の困り感を軽減するための方法を教職員とともに検討します。

P.40 10行目

学齢期の児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じています。

P.41 3行目

教育相談センター内に学齢期の児童生徒が直通でかけられる電話やメールによる相談窓口です。心理相談員や社会福祉士が対応にあたりるとともに、関係諸機関との連携を密にし、児童生徒の悩みやいじめ問題の解決に取り組みます。